

第3回投資等ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成30年10月31日（水）16:30～18:41
2. 場所：合同庁舎4号館4階共用第4特別会議室
3. 出席者：
 - （委員）大田弘子（議長）、原英史（座長）、森下竜一（座長代理）、八代尚宏（政府）中村内閣府審議官
 - （事務局）田和規制改革推進室室長、林規制改革推進室次長、窪田規制改革推進室次長、森山規制改革推進室次長、垣内参事官
 - （ヒアリング）茨城県教育庁学校教育部 森作部長
茨城県教育庁学校教育部義務教育課 岩田課長
茨城県政策企画部計画推進課 山岸課長
茨城県教育庁学校教育部特別支援教育課 井桁課長補佐（総括）

消費者庁消費者政策課 内藤課長
消費者庁消費者政策課 原田政策企画専門官
公正取引委員会事務局経済取引局調整課 塚田課長
総務省総合通信基盤局電気通信事業部 秋本部長
総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 大村課長

4. 議題：
 - （開会）
 - 議題1 オンラインによる遠隔教育など教育における最新技術の活用
 - 議題2 携帯電話事業者間の競争促進
 - （閉会）

5. 議事概要：

○垣内参事官 それでは、規制改革推進会議第3回投資等ワーキング・グループを開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多用中、御出席いただき、まことにありがとうございます。

本日は飯田委員、角川専門委員、村上専門委員、所用により御欠席です。

大田議長、八代委員は遅れて出席の予定です。

本日はカメラ撮りの申し出がございましたので、冒頭、報道の方に御入室いただきます。よろしく申し上げます。

(報道関係者入室)

○垣内参事官 では、よろしいですか。

では、カメラの方、御退場をお願いします。

(報道関係者退室)

○垣内参事官 それでは、ここからの進行は原座長をお願いいたします。

○原座長 ありがとうございます。

本日の議題は2つございます。議題1「オンラインによる遠隔教育など教育における最新技術の活用」です。

本件については、文部科学省から「遠隔教育の本格的な推進のための施策方針」及び「免許外教科担任の縮小に向けた方策」などのヒアリングを行いました。平成29年の規制改革実施計画の趣旨を踏まえた御回答をまだいただけておりません。文部科学省には引き続きの御検討をお願いしているところです。

本日はこうした状況を踏まえて、先日、先に新経済連盟さん、愛媛県さんからもお話を伺いましたが、引き続き教育現場からの御意見をお伺いしたいと思っております。

今日は7月に国家戦略特区ワーキング・グループで遠隔教育の活用に関する提案をされている茨城県さんにお越しをいただいております。お忙しい中をまことにありがとうございます。

では、10分ほどで御説明をお願いいたしまして、その後、質疑応答をさせていただければと思います。よろしくをお願いいたします。

○茨城県(森作部長) 茨城県です。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、資料の1ページ「これからの時代を担うイノベーション人財の育成」ということで説明させていただきます。

一番上に目指す人材像とありますけれども、本県ではグローバル化、第4次産業革命の進展など、これまでの延長線上にない大きな変革が求められる時代におきまして、どのような状況でも生き抜くたくましさを備え、幅広い知見、知識を持ち、それらを活用してみずから挑戦し、周りの人を巻き込みながら課題を解決していくアントレプレナー精神にあふれる人材を育成することを目標としております。

そういった中、教育現場では、高度化する産業や情報社会など、科学技術の進展に即した質の高い教育をどのように確保するか、そして、人口減少時代において児童生徒数が減少し、地域偏在が顕著となる中、学校の統合と小規模化にも対応した新しい教育体制をどのように構築するかが大きな課題となっております。

このような劇的な変化にも対応できるよう、取り組みの方向性といたしましては、より深く質の高い教育を確保するためのEdTechの導入や高度な専門性を持つ人材を活用するための県独自の教員免許状制度の創設、それらの人材を活用した遠隔教育の実施などを進めてまいりたいと考えております。

遠隔教育に関しましては、2ページにありますように、現状では高校において規制緩和

がなされている状況でございますけれども、小中学校におきましても配信側に当該教科・科目の高度な専門性を持つ人材を配置いたしまして、受信側には、当該教科・科目の免許状を持たない教育者を配置することができれば、例えば3ページの事例1にございますように、オールイングリッシュによる通年の授業を実現することができます。具体的には、今回申請しております県独自の限定特別免許状を英語教育に造詣の深いネイティブスピーカーに与えまして、受信側にはその学校の教員、これは英語の教員であることは要しないわけでございますけれども、それを配置することで、次の時代を生き抜くために必要な英語を学習するとともに、受信側の教員もしっかりとその授業あるいは生徒をサポートすることが実現できると考えております。

一つのモデル的なケースといたしまして、4ページの事例Aにございますように、クラスを習熟度別に分けて授業を実施する際、主に英語力の高い生徒を対象とした、こちらは専門家によるオールイングリッシュでの遠隔授業主体の授業と、それ以外の生徒を対象といたしました通常の英語教員による英語と日本語とを混ぜたような授業を行う場合、現在の制度では対応できないところでございます。

また、本県が取り組もうとしております最先端のプログラミング教育におきましても、民間企業あるいは研究機関の研究者等に本県独自の限定特別免許状を与えまして、プログラミング教育がどのように実社会で生かされているかなどの最新の情勢を交えて生徒に教えることで深い学びと生徒の興味を引き出しまして、新たな時代を生き抜きリードする生徒の育成を実現したいと考えております。

英語科におきます習熟度別による授業と同様に、中学校におけるプログラミング教育におきましてもクラスを習熟度別に分けて授業を実施しまして、主にプログラミングに関する高い能力を要する生徒を対象とした企業等の専門家による遠隔授業と、それ以外の生徒を対象としました技術科の教員が授業を行うという場合、現在の制度では対応できない状況になっています。

また、企業等の専門家に限定免許状を与えプログラミングの授業を遠隔で実施する場合、授業者も評価できることから、受信側には技術科の免許状を有しない教員も対応できる。そういう制度になるとすれば、技術科の免許状を有しない教員などのチームで対応する。そういったことも可能となりまして、持ち時間数の平準化が図られて、業務の負担軽減にもつながると考えています。

特に遠隔教育の規制、これは受信側に免許保有者が必要という規制がございますけれども、高校では緩和されたところではございますが、世の中を一步リードする質の高い教育の必要性は小中学校でも変わるところはないと考えています。生徒のつぶやきに対応したり、あるいは生徒のケアを行ったりすることは、同じ教室に当該教科の担任がいなくても、教室にいる教員により適切に指導ができるものと考えています。

なお、3ページにお戻りいただきたいのですが、事例2にありますが適応指導教室につきましてもは現在も実施できるものでございますが、事例2-2にありますが長期入院、

自宅療養等の児童生徒への対応につきましては、先日、文部科学省から規制を緩和する旨の通知が出されまして、実施することができるようになったところでございます。私たちといたしましては、迅速な対応に大変感謝しているところでございます。

また、教員の現場の状況でございますけれども、ふだんの授業も授業の質の一層の充実が求められているところでの準備であるとか、教科化された道徳への対応、今後のプログラミング教育の必修化、あるいは外国語教育の早期化、高度化などの対応といった学習指導はもとより、部活動あるいは学校の外での活動も含んだ生徒指導など、多忙を極める状況でございます。

学校現場では一層の働き方への対応とあわせて、ベテラン教員の大量退職に伴います専門的、そして、質の高い教育が行える教員の確保という大きな課題を抱えている状況でございます。遠隔教育及び新たな教員免許状制度の実現は、教員候補の裾野を広げるという観点と教員の働き方改革を進めるという両方の観点からもプラスでございまして、従来の免許状制度では教員となってももらえない研究者や実務家などが一定期間企業や研究機関の人材育成、あるいは社会研修の観点からも教員となってももらえる。さまざまな文脈からも広く教員を集めることができるようになると考えているところでございます。

また、教師の働き方改革という観点でも、教師の本分である授業においても、効率化による働き方改革ということが必要と考えております。免許外教科担任あるいは臨時免許状というのは、教員にとって負担となっている状況でございます。遠隔教育によりまして、専門の教師に別途当該授業を担当してもらうことによりまして、多忙な教育現場の働き方改革にもつながるものと考えております。

また、小規模校などにおきましては、全ての教科の教員を定数で配置できない場合がございます。その場合は免許外教科担任や、あるいは他校との兼務などにより対応している状況でございますけれども、遠隔教育が実現すれば近隣校からの兼務教員の現地校出張にかかる往復時間の負担などを解消することができると考えております。

4 ページ、事例 B がございます。受信側に当該科目の免許状を有さない教員 3 人が担当日を決めるなどしてチームで対応することによりまして、働き方改革にもつながる遠隔教育の活用の仕方も考えているところでございます。

なお、教員の働き方改革が問題となる中で、法律上、当分の間認められているにすぎない免許外教科担任は減少させまして、教員の負担を軽減する必要があると考えています。そのため、免許外教科担任を受信側の教室に安易に配置することはせず、配信側に専門家を有し、かつ、当該教科の指導者としてふさわしい資格を有する者を置くことが質の高い教育を実現する第一歩であると考えております。

今回、本県が提案しております限定特別免許状は、普通免許状や特別免許状のように 10 年間有効で、更新を前提として運用し、そして、教員としてずっと働き続ける方を対象とするのではなくて、1 年から 3 年程度御自身の専門性を教育の現場で生かしてもらう一方で、校務分掌を減らすなど、当該教科・科目の授業に重点を置いた免許状制度と考えてい

るところでございます。今回提案の限定特別免許状では、教科担当として責任を持つことで受け入れ側である学校にも納得感があって、そして、送り出し側である企業や研究機関にも人材育成の観点から納得していただける制度を考えております。

既存制度でございます特別非常勤講師では、授業の一部しか担えないなどの制約がございます。送り出し側、受け入れ側、双方に納得感のある制度設計が難しいということもございますので、新しい制度の創設を提案しているところでございます。

あわせて、教育の質の向上の観点からも、新しい限定特別免許状の創設が必要だと感じております。現在、非常に世の中の動きが激しく、新しい知識がすぐに古くなってしまふという現状はございますけれども、免許外担任制度であるとか臨時免許状、あるいは複数の免許保有者で対応するという現在までのやり方では、今後さらに求められます質の高い教育には十分対応できないと考えております。

新たな限定特別免許状制度はございますけれども、教員として教科指導以外の校務への負担を軽減する一方で、教科への責任を持つ人を採用するものでございまして、これまでなかなかとれなかった層の人材を教員として正式に迎えることで、授業の質を担保できるものと考えております。

さらに、本県では遠隔教育や新しい教員免許状の創設とあわせて、ICTを活用して生徒一人一人の能力や適性、そして、学習状況によって個別にカスタマイズし、学びの「個別最適化」と「協働化」を実現するためのEdTechを県内の学校で導入いたしまして、主体的な学びと協働による課題解決能力の育成、そして、深い学びの実現を図っていききたいと考えております。

これらの提案の実現によりまして、全国に先駆けて教育を変革し、みずからチャレンジし、見出した課題に主体的にかかわり、多様な人材、ツールを活用して、課題を解決していくたくましさを備えた人材を育成したいと考えております。

以上でございます。

○原座長 大変ありがとうございました。

それでは、先に私からお伺いいたします。お話をいただきました中で小中学校における遠隔教育、3ページで事例を挙げてお話をいただいております。この事例1で外国語の事例を挙げていらっしゃるんですが、お話の中でもございましたように、もう一つ、これから出てくる新しい科目の領域がプログラミング教育だと思います。

ここは私どもの会議で文部科学省さんともこれまでも議論してきております。既に高校では先行して情報科が2003年に創設されて、これは今、大きな問題になっていると私どもは認識しております。情報科の教員の数が全国で足りなくて、ほかの科目の免許を持っていらっしゃる先生が臨時免許状、これはごく簡易に取れるものだと承知していますけれども、そういった形で臨時免許を取って教えられたり、あるいは臨時免許すら取られない方がいらっしゃるなくて、先ほどもお話に出てきた免許外教科担任制度を使って、ほかの科目の免許しか持っていらっしゃる方が教えているケースが、高校の場合だと全国で今

1200件以上ございます。これはこれから情報関係、プログラミング関係の教育が非常に重要になってくる中で、大問題なのだと思います。

さらに、より大きな問題は、これは高校から今度は小中学校におりてくるということで、2020年度からでございますから、すぐにこの対応をしないと、2020年度からまた大問題が小中学校で起きることになりかねないのではないかと強い危機感を私たちは持っております。

その上で、私から先に2点御質問させていただきたいのですが、まずこの資料3ページの事例1のようなケースで遠隔教育を進めようとしたときに、外国語以外にプログラミング教育でも進めることがあり得るのかと思います。そのときに、受信側の教室に科目の免許状を持っていない先生でもいいではないですかということをおっしゃると、文部科学省さんがおっしゃることは、教室で問題行動が起きる場合への対応が必要であるとか、あるいはグループ学習で発言をしない生徒さんへの対応が必要であると。そのために受信側の教室に教員がいる必要があるのですという議論が出てくるのです。また、子供たちの接し方とか指導の仕方といった教職の専門性だけではなくて、そこは教科の専門性のある人がいたほうがいいのですといったようなこともおっしゃるのですが、これについてどうお考えになるのかを教えてくださいというのが1点目です。

2点目に、もう一つ御提案をいただきました資料の5ページで、新たな教員免許状制度の創設についてお話をいただきました。外国語教育やプログラミング教育については、その部分に限定した特別免許状を創設するべきではないかという御提案もいただいているわけですが。これは現行の特別免許状や特別非常勤講師の制度では、なかなか人材の確保などが円滑にできない問題が生じるという趣旨のことをおっしゃったと思いますが、もう少し具体的に現行の制度ではどういった問題があって人材の確保が制約されているのかを教えてくださいと思います。

とりあえずこの2点、お願いしたいと思います。

○茨城県（森作部長） まず1点目でございますけれども、受信側の教室で問題行動であるとか、あるいは意欲の面などで十分そここのところできないような生徒などがいるような場合でございますけれども、受け手側の教室にも、当該教科の免許は有しないけれども、教員がそこにいるわけでございます。その学校の教員がそこにいるわけでございますので、そこについての指導は十分可能であると考えております。

教科の専門性のところでございますけれども、ここは送受信側のそれぞれの環境というところにおいて、ある程度そここのところは整った上でございますが、送信側の教員が指導するに当たって受け手側の教室の状況をできるだけ感知できるというか、わかるというか、それは生徒たちの様子であったりあるいは生徒たちが発する声であったり、そういったところをきちんと把握できる状況を担保できれば、そここのところもきちんと指導できると思います。あるいは、そここの教室にいる教員に対して指示をするなどして、それは可能であると考えております。

○茨城県（井桁課長補佐） 2点目の特別免許状とか特別非常勤講師でというところの支障の部分でございますが、「特別免許状の授与に係る教職員検定等に関する指針」というものが文部科学省から出されているところでございます。社会的信望や教員の職務に必要な熱意、識見について、授与候補者が提出した推薦状による確認されることとされております。中でも社会的信望については判断基準が明確でないところがございます。

10年間の効力を有する特別免許状の授与については、免許権者である県としては慎重に行う必要があります。本県では、社会的信望については指針に定めのある推薦書や第三者評価で確認することや、教員や教員補助、また、それに類する業務などについて、日本国内で一定期間勤務した実績を考慮しているところでございます。

社会的信望について判断が難しい場合は、10年間の効力がある免許状を授与するのではなく、ある程度短い期間で設定された免許状を授与した上で勤務してもらい、その後教員として引き続き勤務することを再検討していくほうが、免許制度の運用上も適当であると考えています。

また、急速に変化、進展する社会に教育現場が対応するに当たりましては、その時代に必要な知識、技能を有する外部人材の活用も重要となります。教員として勤務する期間のみ有効な免許状であればよく、必ずしも特別免許状のように10年間かつ更新が可能な効力までは必要としないものと考えてございます。

特別非常勤講師につきましては、教科の一定の領域、一部の領域しか担当できませんので、例えば英語に関して、英語という教科を1年間オールイングリッシュでやるといった場合には、ネイティブで教員免許を持っていない先生の場合には、1年間通年で英語という教科を担当することはできないということになりますので、そういったところに対応できる免許状が本県のほうで創設できればと考えて提案しているものでございます。

○原座長 ありがとうございます。

確認ですけれども、プログラミング教育の場合ですと、特別非常勤講師でも相当程度対応できるのでしょうか。

○茨城県（井桁課長補佐） 中学校の場合ですと、プログラミングに関しましては、技術・家庭という教科の中での領域になりますので、特別非常勤講師でも対応はできなくはないです。

○原座長 わかりました。

それから、先ほどの質問の1点目のほうにも戻りますが、冒頭の御説明の中で、企業の本当の専門家の方にプログラミングを教えてもらうような設定にしたいということをおっしゃっていたと思います。教室の中でもレベルを分けて、水準の高い生徒さんたちには本当にそういった専門家から教えてもらうような機会をつくるというお話だったと思います。

そのときに、仮に今御提案されているような制度ができずに、教室に技術科の先生がいらっしゃって、外から遠隔で本当の企業の専門家の方がプログラミングを教える。これはできなくはないのだと思います。そのときに、今の制度だと評価は技術科の先生がされる

ことになるわけですね。御覧になっている中で、その評価はどちらがするのがよろしいのでしょうか。

○茨城県（森作部長） 今のは送信側に免許状を与えていない専門家が指導をして、受け入れ側に技術科の教員がいるという場合でしょうか。

○原座長 はい。

○茨城県（森作部長） それは評価となりますと、教員免許を持っている受信側と申しますか、通常の技術科の教員がそこで評価まですることになります。

○原座長 多分、先ほどの御説明でおっしゃったのはこういう趣旨なのかなと思いましたが、本当に専門的なことを教えて生徒も教育を受けているときに、その評価は本当に専門的な人でなければ本来難しい。なので、本当の専門家の人に教員免許状を限定的に与えるべきだという趣旨でよろしゅうございますか。

○茨城県（森作部長） そうでございます。特にプログラミング教育などのところでは、例えば技術科の教員は教科の免許を有した指導者でございますけれども、技術科の教員で対応できないような高いレベルのもの、専門性の部分は当然あるものでございます。そういったところの指導あるいは評価というところになってくると、高度なグループなどに対しては専門家のほうが、具体的な指導でもいいでしょうし、評価といったところでもより適切に評価できるのではないかと考えております。

○原座長 ありがとうございます。

今の質問の続きなのですが、特別非常勤講師の方がプログラミングの部分を教えられたときに、今の仕組みですと評価はどういう仕組みでなされることになりますか。

○茨城県（井桁課長補佐） その領域の部分に関しましては、特別非常勤講師のほうで評価することは可能です。そのトータルとしての教科の評価は免許状のある技術の先生が行いますが、その領域の部分に関しては特別非常勤講師が行いまして、トータルの技術・家庭の評価に関しましては、担任と相談して最終的な教科評価をされる形になります。

○原座長 わかりました。

○大田議長 遅れて来まして、申しわけありません。

教科・科目充実型について、つまり受信側に科目免許の有無は問わずに遠隔教育をやる場合について、資料では外国語教育が出ていて、先ほどプログラミングというお話もありましたが、小中学校でほかの科目ではその必要性はありませんか。

○茨城県（岩田課長） 今、高度な部分ということでお話がありましたけれども、そのほかに実は免許外教科担任申請をして、免許外教科担任制度を活用して行っている教科としては、本県で一番多いのは家庭科でございます。そういったところにつきましては、家庭科についてもこういった教科・科目充実型ということで、専門的な先生が配信側から教えることも必要になってまいります。ただ、内容によるかと思いますので、そのあたりのところにつきましては、遠隔と直接指導とあわせたような指導も十分考えられると思っております。

○大田議長 家庭科の場合は受信側には教科の免許を持った先生が必要ですか。それとも、必要ないですか。

○茨城県（岩田課長） これも技術と同じように、教科の免許を持たない者であっても、中学校の免許を持った当該校の先生がいれば指導ができるかと思えます。

○茨城県（森作部長） 今回の御質問に対してもう一つよろしいでしょうか。例えばこの中で事例としては示していないですけれども、理科の指導などにおいても、高い専門性を持った方からの指導が有効であるかと考えております。

○大田議長 文部科学省は、義務教育は科目数が限られていて、科目免許を持っている教員が原則として配置されているから教育支援型で十分対応できるとおっしゃるのですけれども、現実的には難しいということですか。文部科学省の考えについていかがですか。

○茨城県（岩田課長） 教員の定数については、その学校の学級数に応じて配置されております。現実的には本県におきましては、6学級以下の学校においては全教科の配置が定数ではできないといったような状況がございます。こういった場合には、免許外教科担任、または他校との兼務、そういったことで対応しているところ です。

○茨城県（森作部長） もう一つつけ加えますと、質の高い授業ということで、先ほども提案いたしましたけれども、特に中学校などになると学力差がかなり大きくなります。そこでそれぞれの生徒に対する適切な指導ということになると、習熟に応じた指導が必要になると考えられます。そのときには複数のグループでということになると、その場合には教員の数は足りないということはあると思えます。

○大田議長 それと、もう話が出たのかもしれないのですが、チームで対応するというのは非常に重要だなと思えます。チームが望ましいケースというのはどんな事例がありますか。

○茨城県（岩田課長） 年度当初は余り考えにくいのですけれども、現在あり得るところとしましては、年度途中から研修であるとか育児休暇、療養休暇等で教員がお休みをする、いなくなる状況があるといったことが起こります。こういったときには、その教科の教員を配置できればいいわけですけれども、これがなかなか見つからずに配置できないといった状況が起こることがあります。こういったときに、例えば遠隔で他校から兼務して、その専門性のある先生が教科の授業を行い、受信側としては新たに入るものですので、受信側の教員は他教科の教員であってもローテーションで組んで、また、チームで学校は対応していますので、チームでしっかりと子供たちの教育に対応していくといったことが考えられます。

○大田議長 私どももオンラインを使うことによって、先ほどお話の出ていた習熟度別のきめの細かい指導ができますし、プログラミングのような新しい科目についてもより専門性の高い人の授業も受けられるので、小中学校においても遠隔授業を高校と同じように進めるべきだと思いますし、今、伺ったお答えも全く納得するのですけれども、現実的に何でこんなに難しいのでしょうか。

○茨城県（森作部長） 現在において遠隔授業がなかなか進まないところの理由には幾つかございます。まず一つには、現在教員は対面での授業を自分も受けてきたわけですので、そういった教育、対面での授業をまず想定しております。遠隔教育の活用という発想が授業者の中にはなかなか想定されていないところがあるかなと思います。ここは意識改革が必要だと思います。

もう一つとして、遠隔教育の利点であるとか、よさであるとか、あるいは必要性といったところ、そういったところの理解もまだまだ不十分であろうと。そこは十分可能性とか教育効果がまだ周知されていないところがあるのかなと思います。

3つ目なのですけれども、遠隔教育を実施する際の機器等の準備であるとか、あるいはインターネット回線の状況などが、例えば授業中に不具合を生じることもございます。その対応であるとか不安であるとか、そういったところも妨げになっているところかなと思います。

もう一つございまして、財政面のところも要因としてあるかなと思います。先ほどの不具合などを生じさせないような環境を整えたり、機器等の準備を適切に行うというところでは、財政面でその予算化をしながら、ICTの環境整備が必要になるかなと思います。そういったところが十分まだまだされていないところも実態としてございます。そういったところがなかなか進まない要因になっているのかなと考えます。

○原座長 ありがとうございます。

通信が切れてしまう問題を解決しないといけないという話もよく出てきますけれども、同じようなことは対面の教室であっても先生が来られなくて授業ができないことはあるわけで、切れてもいいですと言うつもりはないですけれども、もっと当たり前に遠隔教育が使われる環境にしていけないといけないのかなと思います。

今日御提案をいただいたことは全部全くもっともなことだと思っておりますので、ぜひ実現に向けて進めたいと思います。

1点だけ質問を忘れてしまったのでお伺いしたいのですが、働き方改革の観点でも遠隔教育は重要であるというお話、冒頭のお話の中でございました。また、より質の高い教育を目指していけば習熟度別によりきめ細かく分けていくといったことも必要になってくるのだらうと思いますし、より教員が足りず、必要性の高い状態が生じてくるのかと思います。そのときに、退職されたベテラン教員の方の活用は現状ではどれぐらいなされていて、これからどうお考えになっているのか、もし何か今教えていただけることがあればお願いいたします。

○茨城県（森作部長） 再任用の教員等の数というところでしょうか。

○原座長 別に正確な数字でなくて、ざっくりとしたお考えぐらいで結構です。

○茨城県（岩田課長） 再任用の数は年々ふえておりまして、ことしに関しましては350程度というところがございます。

○原座長 ありがとうございます。

○大田議長 愛媛県からヒアリングをしましたときに、幾つか出された論点がありまして、愛媛県の場合、遠隔教育を実施するに当たって、県や市のリードのもとで実証事業をやっているのだが恒久的な予算措置には至っていない、ということです。実証事業をやるに当たって予算措置で何か工夫しておられることがあればお聞かせいただきたい。これが1点目です。

それから、愛媛県の場合は、配信側と受信側の事前調整、マッチングが負担になっているという御説明をいただいたのですけれども、茨城県で何か工夫しておられることがあればお教えてください。

○茨城県（岩田課長） 予算措置または受信側などの配慮、そういったことについてはこれからとなります。ただ、本県では教育情報ネットワークというネットワークシステムを整えておりまして、現在テレビ会議システムをつなげて、数校でこういった遠隔教育ができるようなシステムがございまして、こういったところはもう既に活用されているところですので、こういったところを各市町村の学校も使えるようになっていくものですから、県立も含めて、これは活用していきたいと考えています。

○大田議長 テレビ会議は、学校と学校のテレビ会議ですか。それとも、生徒同士がテレビ会議ができるということですか。

○茨城県（岩田課長） 生徒同士というか、学校と学校の環境としてありますので、学校間をつなげるシステムがありますので、先生同士も使いますし、また、子供同士の合同授業という形でも使うことが可能となっております。

○茨城県（森作部長） 教育情報ネットワークというのはインターネット回線を介したシステムになっておりますので、インターネットがつながるところであればどこでもできるものになっています。その教育情報ネットワークというものの中にテレビ会議というシステムがございまして、それを活用することで今のような合同授業であるとか、そういったことを今も行っている状況です。

○大田議長 配信側と受信側の事前の調整が愛媛県の場合は負担になっているということだったのですが、それが今のテレビ会議システムを使えばスムーズにできるということですか。

○茨城県（岩田課長） 愛媛県がこういった状況で事前の調整、打ち合わせ等が必要なのかということについては十分把握しておりませんが、本県においては授業の打ち合わせ等は必要になるかと思いますが、機器のそういったところについては、そのシステムを使えば一定程度は緩和できると。ただ、一定の時間は打ち合わせ、準備等は、慣れるまでは必要があるかなというところではあります。

○茨城県（森作部長） このところは活用が進めば進むほど、慣れてくれば慣れてくるほど、それほど準備も必要なくできますよという声は実施しているところでは聞いておりません。

○森下座長代理 ありがとうございます。

ネイティブな英語の教育とか、私もこういう教育を受けられたらよかったのかなと思うのですけれども、先ほども原座長から出ましたが、これからプログラミング教育とかICTのところ非常に重要になってくる中で、言われている限定特別免許状を創設したとして、どの程度教員の方を確保できるのか。こういう制度をつくと、現在代用教員の方がやっているような特に情報教育のところは本当にひどい状況でしたので、そこが変わるという意味があれば積極的にやるべきではないかと思うのですけれども、実際に限定特別免許状を創設した場合、かなり有効性を持って教員の方が集まりそうかどうかという見直しをお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

○茨城県（岩田課長） 英語に関しましては、今、ALTがかなり配置されている状況にあります。そして、各市町村で独自に雇用しているといった市町村もありまして、こういった市町村に聴取したところ、一定数の確保はできるのではないかとすることは確認しております。

○茨城県（森作部長） プログラミングのほうについては、これはまだこれからというところではあります。ただ、企業の方たちなどに1年あるいは3年という中の限定の中で、しかも、企業の方たちといたしましてもそれまで培った専門性を教育の現場に生かしていただくということで、人材育成の面などからも有効であろうとお考えいただくことが可能であれば、人材の確保ということはこれからさらに進むのではないかと考えております。

○森下座長代理 もちろんオンラインで遠隔なので、別に茨城でなくても世界中どこでもいいと思うのですけれども、そういう意味では、今のICTの専門人材を活用するという点で非常にいい制度になるのではないかと思うのですが、この働く人たちは基本的にはパートタイムの参加でいいという理解でよろしいのですか。なかなかフルタイムでは難しいのだらうと思いますし、逆に専門性の高い企業で働いている方などに入ってもらうことで、より中学生、高校生あたりが最先端の状況が理解できるのではないかと思うので、その辺はどうなのですか。基本的な考え方としてパートタイムで可能かどうかというお話です。

○茨城県（岩田課長） 非常勤という形で可能でありますし、状況に応じて雇用ができるかと考えております。

○原座長 よろしいですか。

では、今日はどうも大変ありがとうございました。

（茨城県退室）

（消費者庁、公正取引委員会入室）

○原座長 お待たせしてしまいまして、大変失礼いたしました。議題2「携帯電話事業者間の競争促進」に移ります。

携帯電話事業者間の競争促進に向け、多角的な視点で検討を進めるべく、消費者庁さんからは携帯電話における消費者トラブルについて、公正取引委員会さんからは携帯電話市場における競争政策上の課題について、それぞれお話をいただきたいと思います。

消費者庁の内藤課長が早目に御退席と伺っておりますので、先に10分程度お話をいただ

いて、先に質疑応答をさせていただいて、適宜御退席いただければと思います。

では、お願いいたします。

○消費者庁（内藤課長） 消費者庁消費者政策課長の内藤でございます。

大変恐縮でございますが、政務の関係で先に中座させていただくことをお許しいただければと思います。

消費者庁でございますが、その名のとおり消費者の保護のための施策を実施しているということで、その情報収集の一環といたしまして、全国の消費生活センターに寄せられました相談、こちらの収集・分析を実施してございます。そのうち、本日は携帯電話に関する相談の状況と、それに対する取り組みについて御説明を申し上げます。

表紙をおめくりいただきまして、資料2-1の1ページ目でございます。まず、相談の全体の規模感を少し御確認いただきたいと存じます。過去5年間の相談件数を全て載せてございますが、年間約100万件弱の相談が全国の消費生活センターに寄せられておるわけでございますが、そのうち携帯電話に関連するものとしまして、ここでは赤枠で囲ってございます「移動通信サービス」ということで、ざっくり申し上げますと、キャリアさんの提供しているサービスがこれに該当いたします。

こちらがおよそ2万件から3万件ということで、7位、8位あたりで推移しているところでございまして、これはあくまでサービス、役務別に統計をとってございますので、これ以外に携帯電話のハードの相談を合わせますと、一番右側にございますように5位ぐらいに上がってくるということで、感覚としましては非常に件数が多いというのが私どもの認識でございます。

2ページ目でございます。先ほどとはベースとなるデータが若干数字が違っておりますけれども、携帯電話という形に絞った場合には、昨年でおよそ2.3万件の相談が寄せられております。件数としては2015年がピークになっておりまして、その後数年、2年かけて減っているところではございます。

2015年に電気通信事業法で初期契約解除制度、いわゆるクーリング・オフに当たりますけれども、こちらが導入されたことによりましてここ2年件数としては下がっているのかなと分析してございますけれども、そうはいいましても、依然として非常に高い水準、多い件数の相談が寄せられている状況でございます。

内容につきましては、細かいものを載せてございますけれども、契約に関連するもの、販売手法に関連するもの、接客、そして、価格・料金といったところが件数としては多い状況でございます。

ちなみに、価格・料金の部分につきましては、一般的に料金が高いのではないかという相談という意味ではございませんで、トラブルが発生したときに寄せられる相談ということでございます。例えば、安いと言われて携帯電話の会社を乗りかえたのだけれども、実際には高いのではないかというようなトラブルの御相談ですとか、あるいはいわゆる料金定額のパッケージに入ったのだけれども、海外旅行で使ったところ、その料金が請求された

と。そういう意味で、そこは説明がどうだったのだといった相談が寄せられているという状況でございます。

こういったことを踏まえまして、私どもがある意味問題だと思っておりますが、3ページ目でございます。ここは大きく2つ書いてございます。一つは料金プランがわかりにくいということ、それから、事業者さんの乗りかえが自由にできないというところ、そういうことへの相談が非常に目立っております。その結果として、私どもとしては利用者の選択の自由、自由なサービスの選択が妨げられているのではないかと。こういったところを消費者庁としては非常に気にしているところでございます。

個別の内容については後ほど御参照いただければと思っておりますが、4ページ目に若干ですが、背景分析を加えているところでございます。問題の所在というタイトルをつけてございますけれども、ポイントとしましては、契約の内容が複雑化しておりまして、内容について十分な理解がされていないのではないかと。若者、それから、高齢者については契約内容を理解はしていないし、納得もしていないのではないかとということでございます。

下半分にコアとセット販売に分けて書いてございます。左側、コアの通信サービスというのが、いわゆる通信のサービスでございますけれども、例えばMNOと言われている普通のキャリアさんに加入しますと、いわゆる基本料金というプラン、基本プランに入っていた上で、スマホなどで使うデータについてはデータプランというものにまた別に入っております。

これにつきましても、データを個人で全て所有するプランと、家族で分け合ういわゆるシェアプランという形で分かれておりまして、実際に個人の方からすると、例えば5メガバイトまでというサービスメニューを見せられましても、自分がどれぐらい使っているかはなかなかわからないのではないかと。あたりは気になるところでございます。

加えまして、●の2つ目に移りますけれども、大手のキャリアさんとMVNOで料金の体系が異なっております。いわゆるMNO、キャリアさんはまず基本プランから入りますけれども、MVNOはデータプランから入りまして、音声がオプションという形になってございます。また、それぞれについてデータの上限などが違っているということで、これは非常にわかりにくいということでございます。

●の3つ目でございます。割引の内容もわかりにくいであろうということで、括弧書きで他社からの乗りかえというのを書いてございます。よく広告等に出ております何万円引きというのは、大体MNP、モバイルナンバーポータビリティということで、他社から乗りかえるとこれぐらい安くなるということなのですけれども、自分の端末を機種変更する場合は意外に高いということがございます。

これが一番下にもありますように、いわゆるガラケーからスマホにかえるという場合は、えてしてこれまでより料金が上がるということもありがちでございます。結果としまして、一番下に赤字で書いてございますけれども、よくわからないので、本来は安い料金プランで十分なはずなのに、高額なプランで高い料金を払っておられる場合があるのではないかと

ということでございます。

右側、セット販売でございます。オプションと書いてございますが、携帯電話以外にタブレットなりアプリ、それからセキュリティーなどのサポートサービス、最近では光回線とセットでしたり電気料金とセット、こういったようなセット販売が行われておるのですけれども、これは要望しなくても事業者様のほうからいろいろな関与が行われるということでございます。

●の2つ目にありますように、こういうオプションにつきましては、例えば31日間無料という形で、後から利用料が発生してくることがございます。こうしたセット販売がいろいろ行われている結果、お勧めパックみたいなもので入っておられる方は結構多いわけですが、なかなか最初に負担が生じることに気がつかないとか、十分な検討をなされていないということがございます。

そういう意味で、赤字でございますけれども、全く必要のないサービスに加入されていることもあるということ。それから、枠外に書きましてけれども、後から解約しようと思っても、高額な解約手数料がかかるといったことが起きてきているところは見逃せないということでございます。

最後に5ページ目でございます。消費者保護のための取り組みを少しだけ御紹介させていただきたいと思っております。消費者被害の未然防止という観点から、私どものほうでチラシ、ホームページで注意喚起を逐次実施してございます。ここには書いてございませんが、実際にトラブルが起きたときには、事業者さんと相談者の間に入ってあっせんするという事もやっております。

消費者庁といたしましては、こういう相談員の方に対する専門的な研修ですとか、国民生活センターという独立行政法人がございしますが、そちらで情報通信についてのより具体的な専門的な相談を引き受けたりといったこともやっておりますけれども、生活トラブルは携帯電話に限らずいろいろな種類のもので起きてございますので、なかなかこれに単独で手が回っていない状況が正直なところでございます。もう少し根元のところで対策を強化していただきたいというのが、私どもの本音ということでございます。

簡単ではございますが、以上でございます。

○原座長 ありがとうございます。

御質問をお願いします。

○森下座長代理 消費者庁さんが調べた実態はそのとおりだと思うのです。私も自分で行くときも、よくわからないクレジットカードをつくと安くなるからと言われてたり、しかも、解約はその月のうちに言えば解約料はかからないからと言われても、忘れてしまうのですね。非常にわかりにくい状況で、私も複数の、全てのキャリアのものを持っていますけれども、結局キャリアごとに言われることも全然違うので知見がたまっていないというか、何回行っても初めての話を聞くことになる。こういう状況はよくないと思うのですが、どうすればいいのですかね。一見、聞いていると安くなりますと聞こえるので、うれ

しくなっただけでそのとおりにしてしまうのですけれども、でも、実際は高いかどうかという判断基準がないですね。何か解決策があるのですか。消費者庁さんでこうすればよくなりそうだという御意見があればと思うのですが。

○消費者庁（内藤課長） 御質問ありがとうございます。

私ども、この件に限らず逐次いろいろな注意喚起などをやっておるところでございます。この件についても注意喚起をやっておるのですが、なかなか効果が出てきていないというところはかなり深刻に受けとめております。

立場上、いろいろな役所の利用者保護の施策を側聞しておるのですけれども、個人的に取り組みについて強く関心を持ったのは、実は金融庁でございます。もともと金融庁は投資家保護という観点から、いわゆる適合性原則ということで、資産のない人には投資を控えていただくという枠組みがございます。恐らく総務省、電気通信事業のほうでもこういう適合性原則は導入されているのではないかと思いますのですけれども、どちらかというとお客様に対してその人に合った説明をきちんとする。いわゆる広いほうの適合性原則でやっておられるのではないかと考えております。金融庁のように十分な投資をできないような人には、そもそも販売をしない。今で言うと狭義のほうの適合性原則を当てはめるようなことでもしないと、なかなか簡単には解決ができないのではないかと考えております。

これは全ての産業を横串でやるというのはさすがに、例えばマクドナルドで「ポテトいかがですか」というのまで、これは適合性原則で禁止するというわけにはいきませんので、特に通信事業のような比較的インフラに近いようなサービスについては、そういったことももう少し取り組みとしてお考えいただけないかと。若干個人的な感想でございますが、以上でございます。

○森下座長代理 でも、お年寄りの方がスマホを買えなくなるのも困るので、なかなかそれも難しいのだらうと思うのですけれども、一方で、各社ごとに同じ契約というのも難しいのしょうね。最終的には説明と料金体系などの表がうまく出るかどうかという話なのでしょうけれども、取り締まりとしては、例えば消費者庁は措置命令とかいろいろなものがありますけれども、そういう対象になったことはないのですか。

○消費者庁（内藤課長） ありがとうございます。

いわゆる景表法と言われている景品表示法の関連の御質問をいただいたのだと思っております。広告表示の際に不当な表示をする場合に、御指摘をいただいたような課徴金とか措置命令を行うというものでございます。

ことしの5月にスマートフォンを用いたいろいろなサービスについて、どういうものが不適切かということでガイドラインを公表しております。スマートフォンの画面にはこれぐらい割り引きますということは書いてあるわけですが、それが事実であれば、いわゆる強調表示ということで何ら問題はないのですが、大体えてして例外があるわけです。それがずっとスクロールした一番下に小さく書いてあるというようなところは、そういうものは例外的なあれで打ち消し表示と言うのですけれども、打ち消し表示として十分

なのかというのは若干疑念があるといったようなガイドラインなどを公表はさせていただいております。そういったものに基づいて、個別に不適切なものがあれば対応させていただくことになろうかと思っております。

○原座長 携帯電話についてこれだけ問題が生じているということは、先ほど適合性原則の話もありましたけれども、消費者保護ルールが不備あるいは不十分なのだろうと思います。電気通信事業法で定められている消費者保護ルールに不十分な点があって、例えば情報開示についてのルールが不十分だからわかりにくい情報開示しかなされていなくて、消費者トラブルが生じているということなのだろうと思います。ここを変えるべきだということをお消費者庁さんからぜひお示しいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○消費者庁（内藤課長） こう変えればという万能薬を私どもは持ち合わせているわけではないのですけれども、相談員の方とかあるいは関係者の方とお話をしておりますと、よく言われるのは、販売代理店が全て悪いわけではないと。むしろ、ほとんどの人はきちんとやっているだということのようでございます。要は、一部の人が不適切な勧誘などをやっているということで、その排除の仕組みですね。これがきちんとワークしていないのではないかというような思いはございます。

私どもも実際に販売代理店の現場を見せていただいたりとか、事業者さんとお話ししたり、あるいは、消費者の生活相談員に対して、事業者団体から研修していただいたりとかということはやっておりますけれども、そういう中でもそのような話は出てきております。悪質な代理店なり勧誘員の人をいかにして排除するのかは、一つの検討課題としてはあり得るのではないかと愚考しております。

以上でございます。

○八代委員 ありがとうございます。

最後の点に関して言えば、単純に悪質な代理店の名前をホームページに公開するとか、そういうことができないのか。それから、そもそもこれは後で公取の方に聞くべきかも知れませんが、セット販売をあくまでオプションにする。つまり、携帯電話と通信契約は別に購入するのが原則であって、もちろん一緒にやっても構わないのですが、今のようにセットでないと売らないというのは、こんな商品はほかにないのではないのか。自動車を買う時に自動車保険も一緒に買わなければならないわけではないですから。だから、そういう点は消費者保護の観点から何かできないのかということをお聞きしたいと思っております。

○消費者庁（内藤課長） ありがとうございます。

消費者庁的には消費者保護の立場からできることはやりたいという思いはございますが、一方で、いわゆる経済活動の自由みたいなところを過度に妨げてはならないというあたりが非常に悩ましい部分でございます。

私どもの立場から見ますと、悪質な商法はいろいろございます。今ですと、架空請求などの対応に追われておまして、そういうものに比べると、いわゆる明らかに違法ではないというあたりがございまして、そういう意味では、そういうグレーなところについてはで

できればきちんと事業を所管する役所で対策をしていただきたいという思いがございます。

以上でございます。

○八代委員 セット販売についてはどうですか。

○消費者庁（内藤課長） セット販売そのものについて、これは直接私の担当ではございませんので、めったなことは申し上げられないのですが、それそのものが違法であって、法執行の対象になるという印象は、私個人としては持ってございません。

○原座長 消費者庁さんにとって大事なのはより犯罪性の強いような取引なのかもしれませんが、犯罪とまでは言わないまでも、国民に対して広くマイナスをもたらしているような取引というのは、ぜひ消費者庁さんとしてもしっかりと取り組みをいただきたいと思います。

私の先ほどの質問に1点はお答えをいただきましたけれども、携帯電話についての消費者保護ルールでさらにどこを変えていくべきなのか。先ほどセット販売の問題もありましたけれども、ぜひ消費者庁さんに引き続き一緒にお考えをいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○消費者庁（内藤課長） ありがとうございます。

○原座長 では、お時間かと思しますので、ありがとうございます。

では、公正取引委員会さんからお願いします。

○公正取引委員会（塚田課長） 公正取引委員会の調整課長の塚田でございます。よろしく願いいたします。

当委員会の取り組みとしまして、ことし6月に公表いたしました携帯電話市場の実態調査報告書のポイントについて御説明したいと思います。

時間も限られておりますので、恐縮ですが、お配りした資料の一番最後に横長の紙の資料があると思いますので、そちらをもとに御説明させていただきたいと思います。

報告書の内容は大きく3つに分かれておまして、1つ目は資料の一番上「通信役務市場の競争」というタイトルの青い枠の中に記載されている内容で、携帯電話市場における取引慣行について検討を行いまして、競争政策上の考え方を示しております。

これらは独禁法違反を認定することを目的としたものではございません。携帯電話市場における活発な競争を阻害する要因となっていると考えられる行為、そして、場合によっては独禁法上問題となり得る行為を具体的に示すことによって、関係者に対して自主的な改善を求めるというものであります。

2つ目は左下「消費者の選択が可能するための望ましい対応」、3つ目が右下の「MVNOの競争環境を確保するために望まれる制度上の対応」でございます。順次御説明いたします。

まず、1つ目の「通信役務市場の競争」でありますけれども、まず左上の通信と端末のセット販売であります。通信と端末のセット販売そのものが直ちに独禁法違反になるというわけではございません。ユーザーは端末の購入、通信契約もいずれも単独で行うことが

できるということで、独禁法で禁止している抱き合わせ販売には要件上直ちに当たらないということになります。

また、端末の代金を通信料金から割り引く端末購入補助がございますけれども、それ自体は価格競争のあらわれでもありますので、端末購入補助自体が独禁法上問題となるわけではございません。

しかしながら、MNO 3社は周波数の割り当てなどを背景に、これまで移動体通信について圧倒的なシェアを有している。同時に、通信契約と端末を一体として販売することで、端末についても販売シェアで9割を占めております。ほとんどの国民はMNOで端末を入手しておりまして、MNOでしか入手できない端末もございます。

そのような状況において、MNOが月々の通信料金から端末代金を大幅に割り引いて販売することは、そのような販売方法はおよそMNOしかとり得ない状況を踏まえすと、MNOとの通信契約を誘引して、結果として他の事業者の事業活動を困難にさせる場合には、独禁法上、問題となるおそれがあると考えております。

このほか、セット販売につきましては、値引き前の端末の本体価格として表示された価格が、実際にはその価格で販売された実績がないなど、根拠のない価格であるような場合には、そのような価格からの値引き率や値引き額を強調するなど、消費者を誤認させるような表示であれば、これは景品表示法上問題となるおそれがあると考えております。

青い枠の右半分でございますけれども、2年縛り、4年縛りなどと書いてありますところは、これはいずれもユーザーが通信会社を変更するに当たってのコスト、いわゆるスイッチングコストを高めて通信会社の変更を生じにくくしていると考えられる行為であります。

まず、期間拘束・自動更新つき契約、いわゆる2年縛りについて御説明いたしますと、2年間の通信契約の継続利用を条件として月々の通信料金を割引するいわゆる2年縛りと呼ばれる取引慣行においては、2年間の契約期間中に契約を解除すると契約解除料の9,500円を支払う必要があります。また、その契約期間を終えますと、利用者からの申し出がない限り自動的に継続されてしまうというものになっております。この9,500円の契約解除料については、これ自体スイッチングコストとなり得るものでありますので、契約解除料は必要最小限とすることが望ましいと考えております。

また、今回の調査で消費者アンケートも行いましたけれども、利用者が受けているはずの契約更新期間の通知について、60%以上の消費者が通知を受けていない、あるいは覚えていないと回答しています。このように消費者は2年間の期間終了後に気づかないうちにまた2年縛りのサイクルに入ってしまうと考えられます。

このような2年縛りのプログラムについては、消費者が期間拘束のないプランに変更したり、あるいは、他の通信会社にかえたりする行為を抑制しているのではないかと考えられます。

その下の将来的な端末の下取りや同じプログラムへの加入等を前提としたプログラム、

いわゆる4年縛りと呼ばれるものでございますけれども、MNOのうちの2社は、平成29年の7月以降に、端末を4年間48カ月の割賦払いとして、一定期間経過後、それまで使っていた端末を下取りに出すこと、機種変更後の新しい端末についても同じ4年縛りのプログラムに加入することなどを条件に、最大2年分の端末の残債を免除するプログラムを導入しております。

4年間の割賦契約自体が独禁法上問題になるわけではございませんけれども、この一度4年縛りのプログラムに加入してしまいますと、プログラムから離脱する場合の負担が非常に大きくなるため、利用者による他の通信会社への乗りかえが実質的に困難になる。半永久縛りになってしまうおそれがあります。

また、4年縛りは消費者に対してあたかも端末を半額で購入できるかのような印象を与えているとも考えられますし、4年縛りのプログラムの表記や店舗の実際の説明ぶりによっては、利用者がプログラムのメリット、デメリットを正確に理解しないまま契約してしまう恐れがございます。

さらに、4年縛りは将来の端末の下取りを条件としておりますため、4年縛りを利用している消費者は4年縛りのプログラムから抜けられない限り、使用した端末をMNOに下取りされることとなりますけれども、このことは4年縛りのもとで利用者が使用する端末について、将来中古市場に流通する機会を減少させる可能性もあると考えております。

当委員会の報告書公表の後、ことしの8月でありますけれども、4年縛りを実施している2社は相次いでこの4年縛りを一部見直す旨公表しております。具体的には、残債免除の条件として4年縛りのプログラムへの再加入を求めないということにしております。

このプログラム再加入条件の撤廃というのは、一歩前進とは言えると思っておりますけれども、依然として機種変更すること、それから、古い端末を下取りに出すこと、これが残債免除の条件として残っております。その残債免除のためには、機種変更して新たな端末を購入することが必要となりますけれども、ここでまたセット販売の問題がございまして、MNOは端末のみの販売は行っていないため、結局当該MNOが提供する通信契約の継続も必要になってくる。そうすると、残債を免除してもらうためには従来と同じMNOとの通信契約を継続しなければならないということになります。そうすると、他のMNOに乗りかえたり、あるいはMVNOに乗りかえたりすることはできないということになります。このタイミングでもし乗りかえた場合には、残債が免除されないということになります。

つまり、再加入条件の撤廃によって、利用者が他社に乗りかえやすくなったというわけではございません。利用者から見ると、結局同じMNOとの取引の中で選択肢がふえた、要するに、4年縛りをもう一回繰り返すか、あるいは2年縛りのプログラムに入るかなどといった別の選択肢が実質的な選択肢になったということにすぎないというものであります。したがって、再加入条件の撤廃については、利用者のスイッチングコストを低下させて競争を活発にさせるという効果を生じさせるものとは評価できないと考えております。

利用者のスイッチングコストを高める行為としましては、2年縛り、4年縛りのほか、

SIMロック、それから、解約の際の手数料の徴収などがありますけれども、とりわけこれらの行為が組み合わされる場合には、それぞれの行為に基づいて発生する競争者排除効果が累積的に増幅されて、独禁法上問題となるおそれが一層高まるということになります。

続きまして、資料の左下「消費者の選択が機能するための望ましい対応」について御説明いたしますと、市場において事業者の十分な競争が行われるためには、消費者による合理的な商品・役務の選択が機能することが重要な要素であると考えています。しかしながら、我が国における携帯電話の契約はさまざまな割引がある一方で、割引を受けるための条件が細かく付されているなど非常に複雑である。消費者がその内容を完全に理解するのは難しいと指摘されています。

そこで、今回の調査では携帯電話市場の消費者がどのような選考を有しているか、実際の選択との乖離があるとすれば、なぜそれが生じているのかということを検討するために、消費者に対するアンケートを実施いたしました。その結果を踏まえまして、報告書では、消費者が現在よりもみずからにとって合理的な選択をしやすくなる環境を整えるという観点から、MNO各社がとるべき望ましい対応として、次の3点を提言しております。

1点目は、期間拘束契約をする場合には、当該期間において利用者が支払う通信役務と端末代金との費用総額の目安を消費者に示すこと。要するに、月額幾らというのではなくて、2年間でこれだけかかりますということを示すことと表示する。

2点目は、契約の複雑さをもたらしているセット販売や2年縛りなどの販売方法を改善する。これは契約が複雑であるために、なかなか消費者にとってはわかりにくい。それによって消費者に現状維持バイアスが働いてしまう。それでなかなか乗りかえにくくなっているということがあるのではないかと考えています。

3点目は、各消費者の利用状況を踏まえて定期的に消費者に最も適した契約プランを提示する。つまり、例えば余りデータ通信を使っていないのに、高額なデータ通信料を取っている場合には、もっと低額で済むプランがありますということをご提案することをしてはどうかということをご提案しております。

最後「MVNOの競争環境を確保するために望まれる制度上の対応」でございます。携帯電話市場においてMNO3社間の競争が必ずしも十分でない中で、サービスを安価に提供するMVNOの存在により競争が生じており、消費者の選択肢の充実にもつながっていると考えております。MVNOはMNOの通信回線網を借り受けてサービスを提供しているため、MVNOがMNOの通信回線網を借り受ける際の接続条件、あるいは接続料は、MVNOの事業活動にとって非常に重要な要素になっております。

そこで、今回の報告書では、MNOが接続料を引き下げて、また、MVNOとの取引に積極的に取り組むインセンティブを持つような制度設計が必要であるとして、電気通信事業を所管する総務省に対しまして望ましい対応、具体的には携帯電話の周波数の割り当てに当たって、MVNOの普及促進にどれだけ貢献してきたかを考慮要素とすること。それから、接続料の算定根拠について一層の透明性を確保することなどについて提言をしております。

報告書の主な内容は今お話ししたとおりでございますけれども、公正取引委員会としましては、引き続き総務省、消費者庁とも連携しまして、携帯電話市場における競争環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

御説明は以上でございます。

○原座長 ありがとうございます。

よろしく申し上げます。

○大田議長 ありがとうございます。

独禁法とか景表法上問題となるおそれという、このおそれがあるところで何か具体的なアクションを公取としてはおとりにならないのか。今、お話をいただいたのは、総務省と連携をとってということだったのですけれども、おそれがあるとしたら、その是正のためのもう少し強い措置はとれないものなのでしょうか。

○公正取引委員会（塚田課長） 私どもとしては、まず、携帯電話市場における活発な競争を阻害する要因となっているような行為について、御指摘のとおり、具体的な情報に接した場合には必要な調査を行いまして、違反が認められれば厳正に対処する所存でありますけれども、まずは独禁法に違反するおそれがあるような取引慣行について具体的に指摘して、自主的な改善を求めていきたいと考えております。

具体的には、報告書公表後、MNO 3社に対しましても報告書の趣旨を説明して自主的な改善を求めているところでありますし、それを受けてということなのかは必ずしもわかりませんが、例えば4年縛りの改善もつながっているのかと思います。

また、消費者の意識の向上も重要であると考えておりますことから、複数の消費者団体に対しまして働きかけをしまして、その消費者団体の場などで我々の報告書の趣旨、考え方などを周知、説明して、消費者の意識の向上に資するようなことをしていきたいと考えています。実際に今そのような取り組みをしております。

それから、今回の調査報告書の趣旨を踏まえまして、例えば総務省の電波有効利用成長戦略懇談会の報告書案のパブリックコメントに際しまして、MVNOを通じて当該市場の競争を活発化させるために、MVNOとの取引に積極的に取り組むインセンティブを持つような制度設計を行うことが必要である旨の意見などを提出しております。そのような取り組みをいたしまして、また、実際に具体的な情報に接した場合には必要な調査を行っていくというように考えています。○大田議長 寡占的市場になっているわけですね。そして、電波も利用しているわけですから、そこは通常の財よりも厳しい公正取引上の監督があつてしかなるべきではないかと思っております。

それから、自主的な取り組みを待つということですが、期限を切って、改善されない場合にはより強い対応が必要ではないかと思っております。これは感想です。

質問は、MVNOはMNOから通信設備を借りているわけですね。MNOは自社のMVNOも持っていますが、これが果たして競争上公正であるのかという疑問があります。まず競争上公正かどうかということと、仮に持つことが認められて、今認められているわけですが、

公正にするためには何が必要だとお考えでしょうか。

○公正取引委員会（塚田課長） お示しした資料の青い枠の左下に書いてございますけれども、御指摘のとおり、MNOと同じグループのMVNOなどが存在しておりますが、重要なのはMNOが例えば自社の子会社、関連会社のMVNOのみに有利な価格・条件で接続させるということがあってはならないと考えております。そこは十分MVNOに対しては差別的でないような条件で接続させることが競争上のイコールフットィングに資するものだと考えております。

ここに書いてございますように、MNOは特定のMVNOに対してのみ著しく有利な価格・条件で接続させることによって、ほかのMVNOの事業活動を困難にさせるおそれがある場合には、独禁法上問題となると考えています。

○大田議長 電力市場の場合は、電力会社が持っている小売部門と他の小売事業者が公正に競争するためには、例えば自社の小売業者に卸す価格を開示するとか、何らかのルールが必要だと思うのです。それと同じように、MNO傘下のMVNOとそうでないMVNOが公正に競争するためには、より明確なルールが必要だと思うのですが、いかがでしょうか。

○公正取引委員会（塚田課長） 御指摘のとおり、特定のMVNOに対してのみ著しく有利な価格・条件にならないようにするルールは、これはあってもよいのではないかと思いますけれども、我々としては基本的には問題行為が起こればそれに対して措置をとっていくという所存であります。

○八代委員 最後の点は全然理解できないので、開示されなければ問題かどうかはわからないわけですから。あらかじめ問題が起こる前に電力と横並びのルールをつくるというのは、そんなに難しいのかどうか。

一番冒頭に言われたセット販売が抱き合わせ販売ではないと明言されたのですが、なぜそういうことが言えるのか。だって、抱き合わせ販売というのはAという商品を売るときについでにBも買えということで、ハードとソフトの違いはまさにこれはそうになっているわけですね。だから、例えばお客が自分の欲しい携帯電話を買って、通信契約はMVNOと結びたいと思ったときに、それは現実ではできないわけですね。一旦、2年間とか何かがたたないとできない。最初から機器だけ買って安い通信料の会社と契約することは今でもできるのですか。

○公正取引委員会（塚田課長） これはたしかできると思います。

○八代委員 そうですか。それであれば構わないのですけれども、では、例えばアメリカで通信機器を買ってきて、それをドコモに持って行って契約だけ結ぶ、これも可能なのですか。

○公正取引委員会（塚田課長） 詳細は承知しておりませんが、例えばSIMフリーの端末を持って行って契約することは可能であろうと。

○八代委員 そうですか。それであれば、別にセット販売ではないのですね。

○公正取引委員会（塚田課長） いわゆる独禁法で禁止されている抱き合わせ販売ではないと。

○八代委員 では、セット販売はここで書いてあるように、値引きをするから問題だということなのですね。

○公正取引委員会（塚田課長） 著しい端末購入補助などをする場合に、例えば他の事業者、端的にはMVNOですけれども、それを排除するような影響がある場合には問題になるということです。

○原座長 多分、今の点は、実質的には端末だけ買うことが選択肢になっていないということだと思っております。

○森下座長代理 この論点は非常に難しい問題だと思っておりますけれども、一方で消費者団体を通して啓蒙したから皆さんに伝わるということはあり得ないと思っております。実際にはそういうものを見ずに、店頭でどういうプランを提供されるか、店頭でどのように説明されるのか、それではぼぼ決まってしまうと思うのです。そういう意味では、今、言われている内容では、せつかく公取さんがまとめた内容が徹底されるとは全く思えないのです。

もっと実質的に、今言われているようなこういう提案をすればいいのだという、実際のプランの提示というものが出ているわけですね。最適なプランの提示をするためにはどうしたらいいかということに踏み込まない限りは、消費者の方は全くわからない状態が続いてくると思う。そういう意味で、もっと実効性のある取り締まり、あるいは実効性のあるような是正を迫らないと、結局携帯の今の状態は変わらないのではないかと。

むしろ、私は昔に比べて今のほうがより複雑になってよりわからなくなった印象があって、正直、言われたとおりにする以外の方法はなかなか難しいのではないかと考えているのです。ここは変えてもらわないと、今、前半のところで消費者庁さんから相談が多いというのが出ましたけれども、全く解決しないのではないかとと思うので、もう少し具体的に踏み込んでどのようにすればいいのかを言っていただく必要があるのかなという気がするのですが、いかがですか。

○公正取引委員会（塚田課長） 私どもの報告書では、今御指摘のありましたような契約の複雑さというのも、我々としては他社への乗りかえが起りやすくなるかどうかを、競争が活発になるかということで見ているものでありますので、どうしてもそういう観点からになってしまうわけでありましてけれども、そういった点では、契約が複雑になっていること自体が乗りかえを起りにくくしているという面もあろうかと考えています。

なかなか実効的な対応が直ちに、にわかには思いつかないところではありますけれども、引き続き取り組んでいきたいと考えております。

○森下座長代理 契約が複雑になっているので、実際に他社との比較ができないと思うのです。宣伝されている内容の値段でなんてどこにも存在しないというか、行ってみたらそういう値段というのは本当にはないような値段ですね。そういう状況だと乗りかえのしようもないですし、もっと具体的な話で、各社の間を比較できるように料金プランをわかりやすくしてもらわないと解決しないのかなという気がしていて、ハードの部分での乗りかえの難しさはもちろんありますけれども、ソフト的な面でも比較対照ができないので、ここ

はある意味、正当な競争ではないのではないかという気がします。

今のはコメントでした。

○原座長 私から3点ございまして、まず1点目ですけれども、きょうお話いただいたような点はかなり以前からずっとやっている議論だと思っております。公正取引委員会さんの平成28年度の調査を見てもセット販売が問題であるとか2年縛りが問題である、競争政策上望ましくない、あるいは独禁法の問題となるおそれがあるという指摘もされていたと思います。

今、議長や森下委員のおっしゃったこととも重なりますけれども、自主的な取り組みをお待ちしますなどということではなく、公正取引委員会さんにもっと頑張ってもらいたいといけません。より望ましい競争環境を実現するために、何か制度的にできることがないのでしょうか。これは私たちも一緒に考えたいと思いますけれども、もし何かお考えがあれば教えていただきたいというのが1点目です。

2点目に、やや近いのですが、この携帯電話市場の最大の問題は3社寡占状態だと思います。これがなぜ生じてしまったのか。また、競争政策の観点から、こうした状態を生じさせないようにするために何をしたらいいのか、これもお考えをお聞かせいただければと思います。

3点目に、ややずれた話になりますが、これは通信と端末のセット販売が問題だというお話をいただいております。これも従来からずっとその議論をしてきていますけれども、アプリとのセット販売もあるのだと思うのです。スマホを買うと大体まず使うことのないアプリがたくさん入っていて、あれも全部値段に乗っかっていると思います。競争政策上はどうお考えになっていらっしゃるのか。

以上、3点でございます。

○公正取引委員会（塚田課長） 1点目でありますけれども、制度面での改革と申しますと、私どもで考えているのは接続料の問題であるのかなと思います。MVNOがより有効な競争者として働くことによって競争環境が整備されていく、競争が活発になっていくということを考えております。

○原座長 1点目は、公正取引委員会さんにもっと頑張ってもらいたくために、何か制度的にできることはないですか。今の点に限らず、いろいろなことが競争政策上問題である、望ましくないと言われながら、望ましくない状態のままになっているわけですね。それをどうしたら解決できますか。

○公正取引委員会（塚田課長） 引き続き監視をしていって、問題があれば対処するということになるかと思います。

○原座長 それだとだめだと思いますけれども。

○八代委員 今の点だけで言えば、昔から言われている公正取引委員会が、いわば警察庁のように、何か問題が起こったら対処するというのではなくて、政策官庁として積極的に競争政策を考えていく。特にこの携帯電話であればということです。そういうこともぜひ

やられるお考えはないかといった場合、どうなのでしょう。

○大田議長 もう問題は起こっているのではないですか。

○公正取引委員会（塚田課長） 他方で、例えば2年縛りにしても、4年縛りにしても、直ちに独禁法上問題となる、それ自体が問題となるというものではございません。独禁法違反ですと、御案内のように、価格カルテルとか入札談合のように、通常はそれ自体正当化されない、競争促進効果を期待できないというものはありますけれども、一方で、2年縛りなどのようないわゆる単独行為については、通常のビジネス行為とほぼ外見上は同じであるというものも多うございます。そういった直ちに違反とまではいえないようなものにどこまで我々競争当局が介入していくのかという観点もありまして、このような提言をするとともに個別案件に対処していくというのが我々としてのやり方なのではないかと考えております。

○原座長 一旦次に行ってください。

○公正取引委員会（塚田課長） なぜ3社になったかというところがございますけれども、これも難しいところではあります。個人的な考えを申しますと、設備に非常に費用がかかるような産業でございますので、必ずしも何社もたくさん市場に参入するというわけではなくて、どうしても寡占産業になりがちなのであろうとは考えております。こういった寡占状況をなくしていくためには、新規参入を阻害するような行為が起らないようにするというのが一つであらうかと考えております。

それから、通信とアプリ、あるいは端末とアプリのセットでありますけれども、端末にアプリがインストールなどされていることもありますけれども、例えば費用が月額でかかるようなものは基本的には契約を解除すればそれでよいということですので、そういったものについては、それ自体はそれほど問題としているわけではございません。

○原座長 最初にインストールされている段階で、多分値段としては乗っかっていますね。

○公正取引委員会（塚田課長） 契約を解除することはできるものではなくということでもありますか。月額料金がかかるようなアプリがインストールされていることはありますけれども、そういったものはすぐに解約すれば、その月のうちに解約すれば料金がかからないというものでありますので、そういったものではなく。

○原座長 最初にインストールすること自体について、各国の競争政策では問題になっているケースもあるやに承知してはいますが、今、公取さんではそこはまだ問題にはされていないと。

○公正取引委員会（塚田課長） 独禁法の観点から言いますと、そこで問題となる競争はどここの競争かとなると、恐らくアプリの競争になるかと思えます。例えば、よく使われる携帯にこのアプリが必ず搭載されている。それによってそれと同じ機能を持つような別のアプリが排除されてしまうという問題がある場合には、独禁法上の問題となり得るとは考えております。

○原座長 今の質問全般にかかわりますが、先ほど八代先生からもあったような政策官庁

としての競争政策、より望ましい競争政策を実現するためにどうしていったらいいのか。独禁法上、直ちに違反にはならないのですということはこの分野でもそうですし、私たちはほかの分野で議論したときにも、いつも公正取引委員会さんはおっしゃるのですが、そうはいつでも、公正取引委員会さんから見て明らかに競争政策上望ましくない状態がもう何年も続いている。だからこそ、今回携帯電話市場についても改めて問題にされているわけです。

こういった状態を改善する、解決するための方策を私たちは何か考えないといけないのではないかと思いますので、ぜひそこは引き続き議論させていただければと思います。

○大田議長 公取さんがこうして調査をして出してくださっているのを参考になるのですが、出しても、出して自主的な取り組みを待つといっても、それは期限を切って、2年後とか3年後に改善されていない場合はより強い方策をとるといったようなことをお考えいただきたいと思うのです。厳密に独禁法の違反か景表法の違反かということもさることながら、実態的に消費者の選択が妨げられている、実態的にMVNO間の競争が公正になされていないということがあれば、これは公正取引委員会の出てくださいる局面だと思いますので、今、原座長が言われたように、ぜひよろしく願いいたします。

○公正取引委員会（塚田課長） 承知しました。

○原座長 では、どうもありがとうございました。

（消費者庁、公正取引委員会退室）

（総務省入室）

○原座長 少しおくれて失礼いたしました。

では、引き続き総務省さんからお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○総務省（秋本部長） それでは、配付されている資料のうち、資料3-1の9ページをお開きいただきたいと思います。説明時間は10分と指示を受けておりますので、この9ページを使って御説明をさせていただきます。

1、2、3、4と主要論点を4つ挙げて私どもでは現在検討を進めている最中でございます。この順番を変えて、2番から時計回りに2番、4番、3番、1番という順番で御説明をさせていただきます。

まず、利用者の理解促進に関する事項について検討を進めております。現状の携帯電話料金は継ぎ足し継ぎ足しで料金プランが追加されてきたがために、極めて複雑でございます。説明時間に長時間を要している状況でございます。長時間説明しても、利用者にとってはわかりにくいということで、適切な料金プランの選択は困難になっている状況でございます。そこで、利用者にとってわかりやすい料金プランのあり方について、有識者の方々に検討を進めていただいている最中でございます。

また、2年間なら2年間の拘束期間全体で、一体通信料金として幾ら払うのか、また、端末に幾ら支払うのかという支払い総額の提示や販売代理店における表示のあり方によりまして、端末値引きにつられて本来は自分に合わない端末を選択してしまっているユーザ

一がいるのではないかという観点からも、販売代理店における表示のあり方など、利用者の理解を促進する取組について検討を進めていただいているところでございます。

なぜ複雑なのかという点につきましては、4番を御覧いただきたいと思います。端末販売と通信サービスの契約が一体として行われる場合が多うございます。この端末価格と通信サービスの料金が一体として契約締結されるプランが多うございます。このために非常に複雑でわかりにくくなっている状況がございます。場合によっては、同じ通信事業者の同じデータ通信容量のサービスであるのに、端末によって料金が違う、料金に不公平が生じている事態を招いているところでございます。

そこで、端末と通信サービスを分離していただいて、料金プランについて利用者の方々が1事業者あるいは他事業者との比較におきましても選択を容易にするという観点から検討が必要ではないかという点について、有識者の方々に御審議をいただいているところでございます。端末と通信サービスを分離していただいた上で、端末購入補助の適正化についてもさらに取り組むべき事項がないか検討を進めていただいているところでございます。

理解を促進し、料金を分離させるというところまで進めた上で、では、どの事業者を選択するかというときに支障がございます。それが3番でございます。事業者を乗りかえるに当たってのコストが大きいという点でございます。多くの通信サービスの契約が期間拘束つき、しかも、期間が終了すると自動更新でございます。このために、事業者の乗りかえに当たってのコストが高くなっているという点がございます。

また、違約金なしで解約できる期間についても徐々に広げていただいておりますけれども、限定されている。また、違約金の水準も高いという事情がございます。かといって、加えて、期間拘束のないプランも提供していただいておりますけれども、これが期間拘束のある料金プランに比べまして、月々の料金がお高いという事情がございます。この点も乗りかえの妨げとなっているという状況がございますので、その点についての御審議をいただいております。

また、携帯電話サービスに加えて光ファイバー、FTTHのサービスとセットで販売する契約が非常に増えてきております。この複数サービスをセットで契約すると、それぞれのサービスの拘束期間の始まる時期、そして、長さが異なるがために、違約金を全く払うことなく解約できる期間がないというような状況も招いているということでございまして、円滑な事業者乗りかえを可能とする措置について、有識者の方々に御審議をいただいております。

こうして乗りかえも容易にした上で、事業者間の競争条件を整備するということも重要だと考えております。MVNOを含めた事業者間の公正な競争条件確保の観点から、接続料の算定方式についても御審議をお願いしているところでございます。

また、今後、人向けのサービスだけではなくて、IoT向けのサービスも普及拡大が見込まれます。そこで、MNOのみならず、MVNOにおきましても、このIoT向けサービスを柔軟、迅速に提供できるように、IoT向けサービスの接続料のあり方についても御審議をお願いし

ているところでございます。

私からの説明はここまでとさせていただきます、あとは御質疑で補っていきたいと思います。

○原座長 ありがとうございます。

では、御質問をお願いします。

○森下座長代理 今、お話があった複数サービスを同時に違約金なく解約できないというのは何か詐欺みたいな話で、今説明されたのは、結局必ず違約金が生じるという話ですね。

○総務省（秋本部長） はい。

○森下座長代理 こういう契約自体が成り立つのが物すごく不思議なのですけれども、具体的に検討が必要だという中で、どのようなアイデアが出てきているのでしょうか。単純に抱き合わせはやめるという方向の話なのか、何か具体的にアイデアがないと前に進まない話だと思うのですが、どのような話が検討会で出ているのですか。

○総務省（秋本部長） まだ検討に着手したばかりでございます、具体策はこれからでございます。

○森下座長代理 これは法律上の違反には当たらないのですか。だって、何をしても違約金が生じるわけでしょう。普通に考えたら詐欺商売としか思えないのですけれども、法律上は全然問題ないの。

○総務省（秋本部長） 電気通信事業法上は契約時に事業者あるいは販売代理店に説明義務がございます。その説明事項のうちの一つに期間拘束つきかどうか、あと、解約条件はどうかということの説明する、説明を求めることとなっております。

期間拘束つきの契約が民事上禁止されているかということ、そこは禁止されていない、契約形態の一つと。また、セット販売につきましても、こういうセット販売がないかということ、むしろ携帯と光のみならず、通信サービスと電気ですね。あるいはガスとの組み合わせといった販売、そして、契約も行われてきているところがございます。

1 事業者にずっと拘束されるという点は競争阻害要因になりますので、円滑な乗りかえを可能とさせていただけるように、あくまでも例えばでございますが、審議はこれからございますけれども、複数サービスにつきましても違約金を払うことなく解約できる期間を設けていただくよう求めるなどということが考えられます。ただ、審議はあくまでこれからでございます。

○原座長 先ほど公正取引委員会さんとの議論の中で、このセット販売について、独禁法上の違反ではないのですという説明が公正取引委員会さんからありました。それは必ずしもセットでなくても端末だけ買ってくるという契約もあり得るのですということでしたが、實際上、それが選択肢になっているのでしょうか。一般的なケースでいいのですけれども、値段にどれぐらい差がありますか。

○総務省（秋本部長） 端末は別に買って、通信サービスは別途契約するということは、もちろん可能となっております。私自身一ユーザーとして、端末は自分で選び、通信事業

者もMVNOを選択しております、そこはアンバンドルして分割して、個々に自分の好きなものを選んでいく。ただ、比率はわかりませんが、販売の方式として端末と通信サービスの契約をセットで行って、2年間なら2年間の期間拘束をかけて通信料金を割り引いたり、端末購入補助をしたりということはさまざま組み合わされているケースが多うございまして、自分は通信サービスに幾ら払って、端末に幾ら払ってということをきちんと理解している利用者の方が果たしてどれだけいるかという点は、多くの有識者から指摘をされているところでございます。

○大田議長 秋本さんの場合、端末と通信を別々にお買いになっていて、そうすると、その値段はセット販売よりもどれくらい高くなるのですか。

○総務省（秋本部長） むしろ安くなります。安い端末を買って、安いMVNOの通信サービスを利用しているプアユーザーでございまして、月々の料金支払いは非常に少のうございまして。端末は最初一括購入でございました。

○原座長 MNOの場合だとどうなりますか。

○総務省（秋本部長） MNOでもそれは可能でございまして。端末は別に買って、通信サービスだけ契約するという事は全くできないのかと申したら、できますということです。

○原座長 されているケースがどれくらいあるのか、また、それが妨げられている理由があるとすれば何でしょうか。

○総務省（秋本部長） その比率はわかりませんが、私どもが検討していて、現在開催中の研究会やワーキング・グループで多くの有識者の方々から指摘があるのは、セットで販売されているケースが多くて、どちらの割引を受けているのかも判然としない。何に幾ら払っているのかもわかっていない。

最も多くの方々がおかしいと御指摘になっているのは、なぜ同じ通信事業者の同じデータ通信容量、同じ通話頻度のサービスであるのに、端末の機種によって通信サービスの料金が違うのか、なぜそのような不公平が生じるのか。

あと、月々の料金割引を受けられる条件として、特定の端末を使うユーザーに限られる。それが公平なのかどうなのかという点は、現在開催中の研究会でつとに指摘されているところでございます。

○大田議長 公取が6月28日に出された調査の報告の中で、MNO各社は少なくとも期間拘束契約をする場合には、当該期間において利用者が支払う通信役務と端末代金の費用総額の目安を消費者に示すことが望ましいと。別々に値段を出すことが望ましいということをおっしゃるのですが、こういうことが検討材料になるのでしょうか。

○総務省（秋本部長） まさしく今大田議長から御指摘がありました事項は、先ほど私から御説明させていただきました9ページの2番、利用者の理解促進に関する事項のうち2つ目の事項です。拘束期間全体での支払い総額の提示、これは公取さんの6月の調査結果を踏まえて、こうした点について実際に通信事業者や販売代理店に求めていくことは考えられるのではということで論点として挙げているところでございます。

○大田議長 秋本さんはMVNOの安い端末で、安い通信で、ということですが、MNOの端末と通信で事実上セット販売以外の選択肢が実態にあるのかないのか。つまり、単品で買ったら値段が高くなることになるということになってしまって、セット販売以外の選択肢があるのかないのかというのは、実態的に調べていただきたいと思います。今、お答えいただく必要はないのですけれども、単に買えるということではなくて、消費者の選択肢が実際に確保されているかどうかを見ていただきたいと思います。

仮に旅行に行くときに現実の選択肢がパック旅行しかなくて、別々に航空券を買って、ホテルを予約してもいいのだけれども、そうするとずっと高くなるので、結局パック旅行になって、いろいろなものがセットとしてついていると。旅行の場合は選択肢がいろいろあるからいいのですが、仮に実態的にセットでない選択がしづらい状態になっているとしたら問題だと思います。単に値段の問題だけではなく、その点もお調べいただきたいと思います。

○総務省（秋本部長） 御指摘を踏まえて、どこまで私どもができるのかという点は検討してみたいと思います。

○原座長 お願いします。

○八代委員 ですから、先ほど言われたように秋本さんのようなプロであれば、そのようにきちんと分けて安い料金で済むのですが、それを素人でもできるように、代理店に対して基本的に明示させる。セットではなく、これとこれを分けたらこうなりますということに、今事実上なっていないわけですね。だから、それは説明方法の一種のひな形を例えば総務省のほうでつくっていただいて、とにかくこれを示してください、これ以外にいろいろなものをつけても構わないけれども、最低限これだけは必要ですというのを、秋本さんの個人的な知識を使ってつくることはできないでしょうかということです。

○総務省（秋本部長） 端末販売という個々の商品の販売と通信サービスの契約、私どもは通信サービスの契約がどうかという点で主として見ておりまして、ただ、端末販売の大幅な値引きの原資はきっと通信サービスで上がってくる収入なのだろうということで、大幅な端末購入補助については、これまで適正化を通信事業者に求めてきました。あくまで通信事業者に求めてきました。販売代理店は、通信事業者の方々のために通信サービスの契約の媒介をしているという立場にございまして、通信サービス契約の媒介をしているのだから、通信サービス契約についてきちんと説明してくださいねという義務がございます。それから、不実告知をしてはいけないという禁止行為規定もあります。これらに違反した場合には業務改善命令をかけられるようになっています。

ただ、端末販売については、私ども総務省から販売代理店に対して直接的な権限はないのです。あくまで通信サービスに照らして、通信サービスの契約を媒介しているという点に照らして不適切なことが行われていないかどうか。端末購入の大幅な補助も、原資が通信サービスの収入であろうからということで通信事業者に対しまして指導をし、こういう場合には業務改善命令がありますよという点を指導してきたわけがございます。

ただ、販売代理店独自の判断で値引きをすることもあり得るわけでございます。そこが権限としてどうなのかという点がございまして、端末販売と通信サービスのセット、どれぐらいの比率なのかという点について、私どもの権限でどこまで調査できるのか、また、任意でどこまで調査に応じていただけるのかという点は、この場では何ともお約束ができないので、先ほどの御指摘に対しまして、検討はしてみますというお答えをした次第です。

○原座長 どうぞ。

○大田議長 今、MNOもみずからのMVNOを持っている。MNOの傘下にあるMVNOとそうではないMVNOを市場で競争させるに当たっては、よほど明確なルールが必要だと思うのですが、この点はいかがでしょう。

例えば送電線を持っている電力会社が自社の小売部門に卸す価格と、卸電力市場に卸す価格は、開示されてしかるべきなのだろうと。今はそうっていないのですけれども、そういうことがないと競争上はなかなか公正にならないのではないかと思います、同じような構造にあるのではないかと。

○総務省（秋本部長） その点については、現状、MNOに対しましては接続約款を定めて総務大臣に届け出よということになっておりますし、また、接続約款に記載されている接続料は等しくMVNOに対して提供されるというものでございまして、仮に不当な差別的取扱いがあれば変更命令をかけることができます。ルールが必要という御指摘に対しまして、現行のルールで本当にMNOのグループ内にあるMVNOと独立したMVNOとの間で差別的取扱いが頻繁に行われていてルールの強化が必要だという事実があれば別として、今事後規制で担保規定がある程度ございますので、この現行のルールのもとで運用することでいいのではないかと、その点はそう思っております。

むしろMVNOの方々から求められておりますのは、接続料の算定方式をより精緻化してもらいたいと。また、MVNOにとって接続料が幾らになるのか予測可能なようにしてもらいたいという要望を、研究会の場でヒアリングにより聴取しているところでございます。

○原座長 何点かございまして、一つは今のMVNOの問題に関しては接続料あるいは卸料金の設定の問題もあるのかと思います。また、議長が御指摘をされたグループ内と独立系のMVNOでの差別的な扱いの問題が本当はないのかどうか、そこもさらに精査していく必要があると思います。そういったことも含めて、先ほどお話をいただいた主要論点の中では、この1と3のところと相当するのかと思いますが、MVNOのさらなる競争環境の整備に向けて何が課題なのかというところは、ぜひまた引き続きしっかり議論させていただければと思います。

それから、質問が2点です。まず、海外との比較について伺いたいと思います。海外と比べて日本の携帯、通信料金は高いという指摘がなされているわけです。この原因が何なのか、海外と比べたときにどこが違って問題が生じているのか、総務省さんはどうお考えになっているのかをお伺いしたいと思います。

2点目ですが、これは先ほど公正取引委員会さんとも議論しておりましたが、携帯電話

市場の根本的な問題は3社の寡占状態にあるのだと思います。これは総務省さんの報告書の中でも指摘されているところだったかと思います。それがなぜなのかに関しては、先ほど公正取引委員会さんがおっしゃったのは、やはり携帯通信業界の場合、設備投資が重たい産業であるということは要因の一つになっているのではないかと御指摘がありました。この問題は今後5Gが導入されていく中で、より稠密稠密な基地局などの設備投資が必要になってくる。再び大きな問題になる可能性があるかと思います。その観点で、こういった過度な設備競争の緩和という言い方が適切なのかわかりませんが、こういった問題の解消のために設備の共用を進める方策は何か考えられるのか、考えられているのかをお伺いしたいと思います。

これは私どものワーキング・グループの中で以前に伺った中では、例えばアメリカではタワー会社があって、個別のMNOがそれぞれに基地局を打っていくのではなくて、まとめてつくることが一般的になっているといったお話を伺いました。また、ほかの国では公的な機関が設備部分についてはまとめてやるようなケースもあるという話も聞いているのですが、こういった点についてどうお考えになっているのかをお伺いしたいと思います。

以上です。

○総務省（秋本部長） まず、1点目につきまして、海外と比べて日本の通信料金、携帯電話の料金が高止まりしている理由については、どうしても電波の有限希少性がございしますので、参入できる事業者の数には限度がございします。

日本は3社、ただ、アメリカやフランスは4社体制となっております。アメリカでも第3位のT-Mobileがアンキャリア戦略といって、他のキャリア3社とは違って、シンプルでわかりやすい料金プランで安値販売を仕掛けたという事情がございします。フランスでも4社目として参入したfreeという会社が競争を促進する要因となっております。結果、ここ数年の経年で見ても料金が下がってきている状況がございします。また、ドイツでは比較的MVNOのシェアが高いという点も研究会の中で有識者の方から指摘されているところでございします。

日本でも来年の10月1日の予定で楽天様が4社目の携帯キャリアとして参入を予定しておられます。これは第4世代携帯電話で予定しております。きっと競争が促進されるだろうと期待しております。1社でも新規参入があることによって既存の3社もまた料金プランを考え直すきっかけになる。

そのときに、私ども行政としては、MVNOにとっても携帯キャリア4社と競争できる環境を整えることが重要だと認識しております。そのためにも接続料の制度整備などをきちんと進めていく。キャリアとは違う携帯ビジネス、例えばIoT向けで専門性を発揮するとか、そういうビジネス環境を整えることが私ども行政の役割と考えております。

2点目、4Gではなく5Gになりますと、比較的高い周波数帯を使います。これによって高速通信が可能になる一方で、通信の距離は、これまでの4Gまでと違って短くなります。短いのために、多数の基地局をきめ細かく打っていく必要がございします。ですので、原座長

の御指摘のとおり、きめ細かく多数の基地局を打つがために、設備投資負担は多額になることが予想されます。

これも御指摘のあったとおり、設備を共用することも十分に考えられます。そこで、通信事業者の方々が設備を共用するに当たって電波法あるいは電気通信事業法に照らして共用する際にどういう手続をとらなければいけないのか、あるいは全く手続が要らないのかという点につきまして、近くガイドラインの案を発表し、パブリックコメントに付す予定でございます。これによりまして、共用したいという事業者の方々にとって支障がないようにしていくことを想定しております。

他方で、進んで共用を義務づけたらどうかとなりますと、設備競争をかえって阻害してしまいかねない。必ず共用だということになると、各社の判断で、実はここに設備を打ちたいのに打てないということにもなりますので、義務づけにいかない形で、現行法のもとでこういう手続をとればできますよ、これは手続不要ですよという点をきちんとお示ししていきたいと考えております。

○原座長 最初のMVNOの話は意見として引き続き議論をさせていただければということです。

時間が過ぎてしまいましたので、よろしゅうございましょうか。また引き続き議論させていただければと思います。どうも大変ありがとうございました。

○垣内参事官 次回の会合につきましては、追って御連絡さしあげます。